

2 循環第 1 9 9 号
令和 2 年 4 月 2 7 日

各 位

愛知県環境局長
(公 印 省 略)

電子マニフェストの使用の義務化について (通知)

日頃は、本県の環境行政の推進に御協力をいただき、ありがとうございます。

平成 29 年度に改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、前々年度の特別管理産業廃棄物 (P C B 廃棄物を除く。) の発生量が年間 50 トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物 (P C B 廃棄物を除く。) の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストを使用することが義務付けられました (令和 2 年 4 月 1 日施行)。

電子マニフェスト使用の義務対象となるか否かは毎年度異なることから、毎年度確実に事業場ごとの特別管理産業廃棄物 (P C B 廃棄物を除く。) を把握する必要があります。

つきましては、このことについて、貴団体所属事業者への周知について御配慮ください。

担 当 資源循環推進課
廃棄物監視指導室指導グループ
内 線 3 0 6 9
電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp